

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄における日章旗掲揚問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788</a>

揚揚  
林  
止

南洋班  
第一課  
加藤 富海  
29.1.2  
0340



南洋班  
第一課  
加藤 富海  
29.1.2  
0340

昭和十九年一月四日

那覇日本政府南方連絡事務局長

南方連絡事務局長殿

沖縄に於ける新卒の状況について（報告）  
快晴に恵まれたらしく、当分の新卒は、昨年の比し一段の増はあり、  
日本の上の凡日京と異なり、公卒の増加は、  
日の丸の国旗掲揚のついでに、別添の通り、当地米國民政府の各  
種の案件に附して、許可のついでに、掲揚の状況は、都鄙と問はず殆  
んど各戸に掲げられ、学校各会社団体にも見受けられ、及、何れも元  
日のみならず、二三日に亘り、激減して、昨前年比に起るた米兵による國  
旗の討討の悪戯は向かれば、かつた。

総  
理  
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

29.1.13



また各種の学校に於ては祝賀式も随年行われ、新卒の増加も亦  
唱われ、  
当事務所は奄美大島の復帰の祝賀を、こめて、所長官儀を以て  
一月二日事務所に於て、本土各種業者代表、該島奄美本島籍者代  
表約百名と招き、各刺文換装と閑儀した。

その御参考のため、那覇市内の状況と字面によつて報告します。

右信字送付先 外務省アヤ局第三課長

総  
理  
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

C - O - P - Y

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Office of the Deputy Governor  
APO 719

AICA-LO 423

December 29, 1953

SUBJECT: Display of Japanese Flag 1 January 1954

TO: Chief Executive  
The Government of the Ryukyu Islands

1. Reference is made to your letter file GRI-S-298, dated 24 December 1953, subject: "Display of National Flag of Japan During 1954 New Year Days".

2. It will be permissible to display the Japanese National Flag within the Ryukyu Islands on 1 January 1954, New Year's Day, provided that the flag may neither be displayed at public gatherings or processions of an official or political nature nor in such a manner that it in any way provides political implications. No Japanese flag may be displayed from governmental buildings excepting that school buildings under local school boards may display the flag.

FOR THE DEPUTY GOVERNOR:

W. E. LESSARD JR  
Lt Col Arty  
Chief of Admin

C - O - P - Y

# 元旦の國旗掲揚

## 一般と學校に許可

きのう二十九日付をも 集会もしくは行列、まなつてゐる。これによつて一九五四年元旦の 方法は政治的意味を持つ 琉球列島内における日 方法の場合には國旗を掲 本國旗の掲揚を許可す げてはならない。一般住民も國旗の掲揚 旨の書簡が民政府が 地方教育委員会管下の 学校を除き政府機関に 学校を除き政府機関に 公的建築物では學校だ 然しこれは公的又は政 においては、日本國旗を 掲揚してはならないと 政治的性質を帯びる公共 掲揚してはならないと 定めはる。

十二月二十日  
沖波朝太郎

Confidential

Desideratum on Reforms in School Education  
in the Ryukyu Islands.

1. It is desired that Ordinance No. 125 of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands of March 2, 1957 (Education Code) be revised along the line of the education laws and regulations of Japan.

1) In Section 2, Article 1 of CA Ordinance No. 125, the aims and objectives of education are defined as follows:

"(a) Sound minds in sound bodies, (b) Individuals keenly aware of their own individuality and rights and their correlative duty to respect those of others, (c) Adults fully competent to understand and participate in the processes of government to the fullest extent for the widest possible good, (d) Students interested in world affairs and languages so as to better equip them and their people for a more effective participation in such affairs."

It is desired that the above provisions be revised so as to incorporate the following effect: "The principal objective of education is to bring up respectable nationals who have the consciousness and pride as the Japanese."

2)

- 2 -

2) As to the term of employment of educational personnel, Section 2, Article VII, of the said Ordinance provides:

"Such hiring contracts shall be for a period of one year until such time as a tenure status, as prescribed by the regulations of the Central Board, shall be achieved by the employee." For a principal, the term of service is limited in Section 10 (a) of the same Article as: "No principal shall serve continuously in that capacity in the same school for more than 10 years. The term of service for this purpose shall be counted from the time of his current appointment in the district in which he serves." Similar limitations are imposed on superintendents, assistant superintendents and supervisors for their respective terms of service.

The above provisions have created a discrepancy between the status of the educational personnel in the Ryukyu Islands and that of the educators in Japan proper, and have made the position of Okinawan educators extremely unstable.

3) It is provided in Section 4, Article VIII of the Ordinance that "No elementary school shall enroll more than forty children," while Section 3, Article X

stipulates

stipulates that "No senior high school class shall be established with fewer than fifteen students, nor shall more than thirty-five students be enrolled."

It is feared that the enforcement of these provisions may, contrary to their own purposes, cause difficulty in providing adequate education unless steps are taken at the same time to meet the increasing requirement for school facilities and educational personnel.

2. In order to maintain as close relation ship as possible between the education in Japan proper and that in the Ryukyu Islands, it is desired that educational personnel in the Ryukyu Islands will be accorded the same treatment as that of educators in Japan proper; furthermore, the interchange of personnel between the two will also be encouraged.

3. It is desired that the schools in the Ryukyu Islands be allowed to hoist Japanese national flags.

学校教育改革に関する琉球諸島住民の要望

私は琉球諸島の住民は、これら諸島における学校教育の種々なる改革について真摯なる希望を抱いており最近文部大臣松水東氏を通じ私に、本件に関する要望書を提出しましたことを申し上げたいと存じます。米国の関係当局がこれらの要望を御研究下さるならばはなはだ幸甚と存じます。

同三一九八板垣局長ホーニ公使(平文)

目録 琉球諸島一項目あり(平文)





Confidential

Desire of Inhabitants in the Ryukyu  
Islands for Reforms in School Education

I wish to mention that the inhabitants of the Ryukyu Islands have an earnest desire for various reforms in school education in the Islands and recently have submitted me a desideratum on the matter through the Minister for Education Mr. To Matsunaga. It would be very much appreciated if the authorities concerned of the United States would be good enough to study their desires.

第一課長

総南連第五三号

昭和三十年一月二十二日

南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

元旦国旗掲揚に関する米軍の新措置について  
標記について那覇日本政府南方連絡事務所より別紙写の通り報告が  
あつたので御参考までに送付する。

総理府

局 30.1.26  
第2課 南方班

30.1.26

30.1.31

那第二〇号

昭和三十年一月十二日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

元日国旗掲揚に關する米軍の新措置

米国民政府は一九五三年元旦に初めて国旗の掲揚を許したのみであるが、これには布令第一号第二部第二章安全に対する罪の項ニ「(一九五四年四月一八改正ニシテ)による制限が附けられ即ち公的或は政治的性質を帯びる集会、行進及び政府庁舎を除き元日当日に限り生徒校一般家庭での掲揚を許す」と言うことであつた。然るに本年元旦にも例年同様掲揚許可方の琉球政府の要請に対し米政府は今回一般家庭での一日限りの掲揚を許可し結局これ迄許されていた学

総 理 府

校にはこれを認めなかつた。

一九五三年の元旦に初めて掲揚を許された時の住民の感激は例えよりのない程であつて当時国旗の購入は各学校を通じて沖繩教職員会で斡旋したが終戦八年目はじめて「日の丸」を手にした児童生徒等は十二月の二十八、九日頃からこれを門口に立て、又前に本土の篤志家から学校用の大国旗が数十旒贈られてきたがその寄贈をうけた学校では急ごしらえの掲揚台をしつらえて元旦を待ち当日は「君が代」の奏楽裡に国旗を掲揚、職員、児童、父兄が感激の涙を浮べていたという。

翌五十四年も同様各民家と学校は国旗を掲揚して感激深く新年を祝つたものでその喜びは本土同胞の間にも伝えられ国旗に対する意識は本土よりも遙かに沖繩の方が強いとされいわれるようになった。同年末日本建國青年会は沖繩の学校への国旗寄贈運動を展開し旧る大国旗三百旒を贈つて来たので沖繩青年連合会によつて国旗は各

学校へ配付され本土同胞のこの挙は当地各新聞に報道せられ学校は  
勿論一般住民に感謝された。然るに之に神経を尖らせた民政府は今  
年元日は学校での掲揚を禁じ一般家庭のそれも一日と限定したので  
各学校、特に今回新たに寄贈をうけた学校をいたく失望せしめた外  
巷間にも種々取沙汰せられ前記五百旗の国旗寄贈の新聞記事が崇つ  
たのだとするものあり又は元日のみに限られた制限を守らなかつた  
からだとするものもあり又は米側は民族意識の喚起せられるのを虞  
れて居ると為すもの或は比嘉主席の頑張り方の足らざりしを非難す  
る声もあるが去る十一月沖繩戦災校舎復興会長波沢敬三氏来島の際  
糸満小中学校の全生徒二千餘名が各自日章旗を携へて出迎へした事  
件があり幸に新聞発表は当事務所の依頼で差止め得たが或は米側の  
知る所となつて其神経を刺戟した結果今回の措置の一因となつたも  
のかとも臆測せられる。

総  
理  
府

(別紙として提出すべき英文邦訳)

琉球諸島における学校教育改革に関する要望

一九五七年三月二日付琉球列島米国民政府の布令第一六五号(教育法)は日本国の教育法令の線に沿つて改正されることが望ましく。

(理由)

A 右「教育法」第一条第二項は、(a)健全な身体及び健全な精神、(b)個性及び個人の権利を強く意識すると同時に他人の個性及び権利を尊重する義務の念の強い個人、(c)公衆の最大の福祉のために政府の諸活動を理解し、また、それに参加するために十分な能力を有する成人、(d)世界の事柄に一層効果的な貢献をなすために自己及び他人を一層よく準備できるよう、世界事情と言

極秘

語に興味を有する学生、を育成することを教育の目的として規定してありますが、右は、日本人たる自覚と誇りを有する、尊敬に値する国民の育成を教育の主要目的として包含するよう改正されることが望ましい。

B 教育職員の雇傭期間について、右教育法第七条第二項は、「かかる雇傭期間は、被雇傭者が、中央委員会の規則により規定された長期任期の資格条件に達するまでは、一年とする。」と規定し、校長について同章第十条（a）は、「校長は、校長として同一学校に五年以上継続的に勤務することができない。また、同一地方教育区に校長として十年以上勤務することはできない。この目的のための勤務期間は、当該校長が勤務する地方教育区における任命のときから起算する。」と規定し、更に教育長、教育次長、指導主事の任期にも同様の制限を課しております。

右の規定は、琉球諸島における教員の身分と、日本本土における教員の身分との間に、甚しい差異を生ぜしめ、沖縄人たる教員の地位を、甚しく不安定なものにいたしました。

C 同布令第八条第四項は、「小学校の一学級の在籍は四十人以下とする。」と規定し、且、第十条第三項は、「高等学校の一字級の在籍は、十五人を下らずまた三十五人をこえてはならない。」と規定しております。しかしながら、この規定どおりに実施した場合は、学校の施設及び教員に対する増加する要求に応ずるような措置が採られざる限り、かえつて本来の趣旨に反して、十分な教育を行うことが難しくなる恐れがあります。

一日本本土における教育と琉球諸島における教育との間にできるだけ密接なる関係を維持するため、琉球諸島における教員は日本本土における教員に与えられているのと同様の待遇が与えられ且つ双方の間の人事の交流が奨励されることが望ましい。

一琉球諸島における学校は、日本国旗を掲揚することを許されることが望ましい。

沖教職第155号

1959年12月7日

34年

高等弁務官  
ドナルド・P・ブース 中将 殿

沖縄教職員会  
会長 屋良朝苗

学校における国旗掲揚について

やがて新しい1960年の元旦を迎えようとして  
います。このめでたい門出を心から祝福し  
喜びと希望に満ちた平和な年でありますように  
願わずにはられません。

そこで私たち沖縄の教師は、児童、父兄と共  
に新年には日の丸を学校に掲揚して喜びを分か

合いたいと思っております。これまで家庭では  
戸毎に掲揚できるのに学校の場合は布令で必ず  
しも自由でないようなことで非常に暗い気持ち  
かられているところであります。布令の規定に  
よりますと政府の庁舎又は構内で掲揚できない  
ようになっておりますが、学校が政府庁舎でな  
いことは1953年5月21日付各学校長あて  
の文教局長からの依命通知「米琉親善行事への  
参加並びに日の丸掲揚について」によつて明ら  
かであります。即ちこの通知には「日本国旗は  
政府（市町村を含む）の業務が行われている建  
物以外のものに掲揚することができる。即ち学  
校では政府業務が行われているとは思料されな  
いので学校は教室又は掲揚台の何れでも国旗を  
掲揚することができる。」として学校での掲揚



は自由であると認可されました。

又「各学校で国旗を自由に掲揚していいものと解釈して差し支えないか」という本会からの疑義照会に対して法務局では1959年4月4日付で「政治的意味を伴わない使用以外の場合を一般的に禁止する趣旨の規定であると解されるので学校での国旗掲揚については、充分留意されたい」というだけの回答で決して禁止はしないと伺えるのであります。

私たちは、国旗というのは民族の象徴であると考えておりますので日の丸を掲げて正月をお祝いしたいということはごく自然なことであり決して政治的性質のものではありません。

家庭では自由であるのに学校だけが許されないという理由はないと思いますので布令の規定か

ら当然自由掲揚ができるものと解釈しているの  
であります。そこで現在のこの規定内で、学校  
での掲揚が自由であるか、どうか、もつと疑義  
を明らかにしてもらいたいのであります。

もし、かりに学校での掲揚を禁止しているも  
のでありましたら、元旦には各学校でも国旗掲  
揚ができますように御許可下さいますようお願い  
致します。

御回答をお待ちしております。

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Office of the Civil Administrator  
APO 331

HCRI-LO

Dec. 23, 1959

Dear Mr. Yara:

I am in receipt of your letter of December 7, 1959, which raises the question of display of the Japanese flag over school buildings in the Ryukyu Islands. The position you have advanced has been given considerable study by qualified attorneys familiar with international law and customs. They have advised me that it is their opinion that school buildings of the Government of the Ryukyu Islands and school buildings of the union high school districts and of the school districts are "government buildings" for the purpose of and within the meaning of Section 2.2.20, Chapter I, Part 2, CA Ordinance 144. Consequently, under these provisions, no flag or colors of any nation other than the United States may be flown from such school buildings except with the specific approval of the High Commissioner.

Accordingly, I am sure you will understand that under the existing circumstances the request you have made cannot be granted.

Sincerely,

EUGENE A. SALET  
Colonel Inf  
Executive Officer

Mr. Chobyō Yara,  
President,  
Okinawa Teachers' Association,  
Naha, Okinawa.

CA ORDINANCE  
No. 144

16 March 1955

CODE OF PENAL LAW AND PROCEDURE

2.2.20 No flag or colors of any nation other than the United States may be flown from or displayed in government buildings or premises, or displayed at any public gatherings or processions of an official or political nature, except with the specific approval of the Deputy Governor. The foregoing shall not be construed to prohibit the display of the flag of any nation in private houses or private gatherings provided such display does not provide political significance. Any person who violates the provisions of this section shall, upon conviction, be fined not more than ¥10,000 or imprisoned for not longer than six months, or both.

沖教職第一五五号

一九五九年十二月七日

34

沖繩教職員会会長 屋 良 朝 苗

高等 弁 務 官

ドナルド・P・ブライス中将 殿

学校における国旗掲揚について

やがて新しい一九六〇年の元旦を迎えようとしています。このめでたい門出を心から祝福し、喜びと希望に満ちた平和な年でありませうと願わずにはいられません。そこで私たち沖繩の教師は、児童、父兄と共に新年には日の丸を学校に掲揚して喜びを分かち合いたいと思っております。これまでも家庭では戸毎に掲揚できるのに学校の場合は布令で必ずしも自由でないようなことで非常に暗い気持ちにかられているところでもあります。布令の規定によりますと政府の庁舎又は構内で掲揚できないようになつておりますが、学校が政府庁舎でないことは一九

総 理 府

五三年五月二十一日付各学校長宛の文教局長からの依命通知「米琉親善行事への参加並びに日の丸掲揚について」によつて明らかであります。即ちこの通知には「日本国旗は政府（市町村を含む）の業務が行われている建物以外のものに掲揚することができない。即ち学校では政府業務が行われているとは思料されないで学校は教室又は掲揚場の何れでも国旗を掲揚することができるとして学校での掲揚は自由であると認可されました。又「各学校で国旗を自由に掲揚していいものと解釈して差し支えないか」という本会からの疑義照会に対して法務局では一九五九年四月四日付で「政治的意味を伴わない使用以外の場合を一般的に禁止する趣旨の規定であると解されるので学校での国旗掲揚については、充分留意されたい」というだけの回答で決して禁止はしないと伺えるのであります。私たちは、国旗というのには民族の象徴であると考えっております。で日の丸を掲げて正月をお祝いしたいということはごく自然なことであり、決して政治的性質のものではありません。

家庭では自由であるのに学校だけが許されないという理由はない  
と思えますので布令の規定から当然自由掲揚ができるものと解釈  
しているのであります。そこで現在のこの規定内で、学校での掲  
揚が自由であるか、どうか、もつと疑義を明らかにしてもらいた  
いのであります。

もし、かりに学校での掲揚を禁止しているものでありましたら、  
元旦には各学校でも国旗掲揚ができますように御許可下さいませ  
ようお願い致します。

御回答をお待ちしております。

COPY

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Office of the Civil Administrator  
APO 331

HCRI-10

Dec. 23, 1959

Dear Mr. Yara:

I am in receipt of your letter of December 7, 1959, which raises the question of display of the Japanese flag over school buildings in the Ryukyu Islands. The position you have advanced has been given considerable study by qualified attorneys familiar with international law and customs. They have advised me that it is their opinion that school buildings of the Government of the Ryukyu Islands and school buildings of the union high school districts and of the school districts are "government buildings" for the purpose of and within the meaning of Section 2.2.20, Chapter I, Part 2, CA Ordinance 144. Consequently, under these provisions, no flag or colors of any nation other than the United States may be flown from such school buildings except with the specific approval of the High Commissioner.

Accordingly, I am sure you will understand that under the existing circumstances the request you have made cannot be granted.

Sincerely,

EUGENE A. SALET  
Colonel Inf  
Executive Officer

Mr. Chobyō Yara, President  
Okinawa Teachers' Association  
Naha, Okinawa

アメリカ合衆国  
米民政府  
北米事務局長

アジア局長  
審議官  
総務参事官  
北米課長

総特連第一三三号

昭和三十五年一月七日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長

国旗掲揚に関する要請について  
標記について沖繩教職員会会長が昨年十二月七日、米民政府高等弁務官に対し、正月に学校での国旗掲揚の許可を要請したところ、米民政府から同月二十三日アメリカ合衆国以外の国旗を掲揚することは認められないと回答があつた旨、那覇事務所長から別添写のとおり連絡があつたのでお送りする。

総理府

35.1.12

35.1.11

北米 0049

511

アジア局長  
審議官  
事務参事  
北東アジア局長



外務省アジア局長殿

那第一三五八号

昭和三十四年十二月二十八日

那覇日本政府南方連絡事務所長

総理府特別地域連絡局長 殿

国旗掲揚に関する要請について

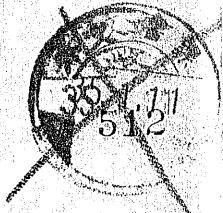
沖繩教職員会では、本年も昨年と同様（昭和三十三年九月八日付拙信那第七三五号参照）別添十一月七日付文書を以つて米民政府高等弁務官に対し「正月に学校での国旗掲揚を許可してほしい」旨を要請したところ、十二月二十三日付別添文書を以て米民政府より「布令第一四四号二ノ二〇によりアメリカ合衆国以外の国旗を、琉球政府の建物（公立学校校舎を含む）に掲揚することは認められない」旨回答があつた。

総理府

本件に関する布令第一四四号ノ二〇は拙信昭和三十三年九月八日付那第七三五号を以つて送付済ものであるので、念の為申し添える。  
*(別添参照)*

本信写送付先

外務省アジア局長



外務省 アジア局長  
田中 芳久

アジア局長  
審議官  
総務参事官  
北東アジア課



世末 洋七

那 第 540 号  
昭和 35 年 6 月 23 日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

アイゼンハワ-米大統領来島時の日本国旗侮辱の  
風評について

標記の件について、6月22日付当地の新聞は6月19日アイゼンハ  
ワ-大統領来島時、琉大学生会の所持する日本国旗が米兵に奪い取られ  
たと報じており日本本土においても通信されている由であるが、現在ま  
でのところ事実の有無は明らかでない。

以下参考までに報告する。

第1 日本国旗に対する侮辱行為の風評について

- 1 祖国復帰協議会の役員は本件につき22日次のように語っていた。  
祖国復帰協議会では21日午後2時から官公労本部で執行委員  
会を開き19日行われたア大統領に対する請願デモの反省会を開  
いた。その席上、琉大新聞部の持っていた日本国旗が警備に当つ

ていた米兵に奪い取られた問題が提議されたもので、琉大新聞部  
学生の話によるとリウボウ（琉球貿易センター）前で米兵に通行を阻  
まれてもみ合った際に持っていた日の丸の旗を米兵に奪い取られ、  
背後に停車中の護送車の中に投げ込まれたとのことでわれわれ（  
復帰協）としても国旗の問題は重大であるので慎重を期する積り  
だ。国旗が奪われた事実が明らかとなれば復帰協は米軍に抗議す  
ると語っており、現在復帰協が事実調査に当たっている段階で、詳  
細は明らかでないが、目撃者あるといっているのので近いうち結論  
がでよう。

2. 復帰協の執行委員会で持出された国旗の問題は以上のとおりであ  
るが、本件については疑問点がないわけでもない。乃ち

- (1) 琉大学生会では21日午後1時から国会乱斗事件で死亡した樺  
美智子さんの死を悼む抗議大会を開いたが、その席上国旗問題は  
全然取り上げられていない。
- (2) ア大統領来島の際の歓迎は相当の人出であり、国旗が奪われ、  
もしくは破棄されるという事態は衆人の中で行われた筈であるの  
に当日は勿論翌日に於て全然問題とされていなかった。  
しかし、19日当日、学生、労組のデモ隊と米兵及び警官とのも  
み合いが2、3ヶ所で行われ、中でも琉大生、沖青協、社会党、  
人民党などの位置する地点でデモ隊がプラカードを用いて米兵や  
警官に抵抗したためこれを取り上げられた事実はあつた。



回覧番号  
垂北 1357



総 理 府



第2 請願デモに対する復帰協の反省について、この問題について復帰協の役員は22日次のように語っていた。

われわれ(復帰協)は請願デモに対する世論の反響を気にしている。主席室に面した政府前広場での渦巻行進は事前に予定されていたものではない。米軍の武装兵が小銃に着剣というものものしい警備陣を布いたのに刺戟され、それに対する反感から強い請願デモに出たものである。

いろいろ批判もあるうがああ位の意思表示の仕方では効果はない。たゞ沿道に整列して日本の国旗を振る程度では意味がなかつたと思う。

第3 祖国復帰協議会の主席に対する申し入れについて

復帰協では大田主席が19日ア大統領と会談した際、祖国復帰を強く要請しなかつたとして不満の意を示し、22日代表が主席に面会して抗議したところ大田主席は、ア大統領に渡したメッセージの中で復帰問題には触れており、あの程度で十分住民の支持は得られるものと語つた趣である。

本信写送付先

外務省アジア局長

警察庁警備局長

九州管区警察局長

アジア局長  
審議官  
北東アジア課

米側を刺戟したと懸念された  
神懸への最近の事例

(北東アジア課  
25.8.4)

(1) 日丸への指導等見送り

24年度文部省派遣教育指導等一行が

(予定終了) 本年3月那覇飛行場に出発の際

ターミナルにおいて日丸を手にした生徒等数に

よって盛大な見送りを受けた(那覇市内の被指導校の

生徒代表と学校関係者教職員代表等参加した

ものと推定された(数不詳)。

この際、シリセン訪問中の帰途、神懸に立

寄った「マッカーサー」駐日米大使も同一飛行機に乗

アジア局長  
審議官  
局長附

局長の事務

り合せ、米軍民政府関係者同飛行場に見送り

れ合せた為、米側は、異様な感じを受けた模様

(在那覇(佐藤南連)市長談話による)

(2) 祖国復帰協議会<sup>(一ツ)</sup>教職員参加

神懸の政界各種団体等も、本年4月28

日、祖国復帰協議会に結成された。同会には

神懸自民党が不参加の外は、民進、社大党、神青協<sup>(選挙)</sup>、

市町村議会、原北選挙区、左派の政界団体も多く

これに神懸教職員会も有力メンバーとして参加している。

(1) 琉大學生によるデモ事件

アセシナリー

本年6月19日、米大統領訪問琉の際上記

祖国復帰協議会が琉球政府ビル(民政府同居)

外務省

近辺の道路で、日の丸を手に所謂複口復帰請願デモ

を行、右請願デモに教取員会の一部が参加した趣

であった。<sup>(環大学生)</sup> 実際、神護の警官及び武装セリ兵との

向の衝突において、同教取員が直接に競争合い、に参

加していたか否かは不明である。(目下調査中。)

(2) 国旗掲揚を高等学校へ電請

殆んど例年と同じである。神護教取員会

は屋良会長を以て、昨年12月7日、米フーズ高等学校

習館に対して、正月における学校の国旗掲揚許可を

電請した。米政府は12月23日「布令」144号

29 2020年に米国外の国旗を琉球政府の建物(公立学

校舎(含む)に掲揚することは認めず、否として拒否した

(注) 同条項には、公用の建物又は行跡に使用を認めないとあるが、此は高等学校の如く、公用の建物に該当しない

(木) <sup>比好相</sup> 日教組の神護教取会力加付

日教組中央委員<sup>会</sup>は本年7月28日、神護

教取員会(会員<sup>8千名</sup>)の代表を日教組の中央委員会、

教研会下位に、常時出席せしめる事を決定したと同時に、

将来神護教取員会を日教組に加入せしめる努力

をなすことを決定した。(17日、読売紙等報道)。神護側

の立場は、17日、23日未詳。

沖繩諸問題の南の字山キツ合談

35-9-15  
(一部抜粋)

字山 先日、小坂大臣は一長官に  
対して正月に玉禊を掲揚されたことは  
御いふ通り、S+Tとの電報を採取したから、  
これは日本の明治以来の習慣で正月元旦に  
学校で玉禊を掲揚された。1年に元旦1日  
だけのことだから是非御考慮を下さいとの  
趣旨である。もちろん、正月にだけではない  
2ヶ月余の余裕があり、またこの要請は上述の  
日本側が頼みである。対伊羅協力の進捗  
に上りて様々である。USCARに於いては

合はたしてあるから、今日は本件に...

こと以上保入りか、たに玉禊掲揚は  
沖繩人の感情に折るべきの意味が、たに大切  
な問題であることとを記録にたに記す。  
たに。今日は日本人は玉禊掲揚を他国  
人の程に重要視した。と伺った。唯今  
断るべきの慣行等によって、諸語をたに  
初め、本件の意味がわかった。20日は、  
一サ大使帰任の上、大使の指示を仰ぐ上  
に要に協議した。また本件に於ける政治  
的意義があるから、沖繩の諸問題等、  
農表するから、たに伺ったこととにたにたに

在川加 係十世十 阿美江見好

樞秘

大蔵省 大田秘書長  
次官 佐 阿部局長  
外務省 外務次官 田中事務次官  
米側 米課長 田中事務次官  
米側 米課長 田中事務次官

沖縄における日本国旗掲揚  
に関する件 昭35-10-24  
山

1. 小坂大臣は、9月12日ワシントンにおけるハ  
ーグ-ワシントンとの会談において、「... 何えは日  
本人の習慣に従い、正月には小学校に日章旗の掲  
揚を許すというようなことを考慮して答えた」  
と申し入れ、ハ-グ-は「沖縄住民の福祉増進  
には、今後とも努力したい。国旗掲揚の問題は  
初年であるが、検討したい」と答えた。

2. 沖縄住民の福祉増進に関する日米間の意

3327  
1951.10.24  
73.7.10

2

案が略、解決(後註参照)したこの際、日本  
国旗掲揚の問題について、米側との間に次の  
要領により交渉を進めることと要請したい。

その中 祝祭日ハ

(イ) 正月之日、~~ハ-グ-が~~、各学校に日章旗  
を掲揚させること。(従来米側が1日に限つ  
て掲揚を認め、沖縄住民が嫌いな合  
り、2、3日掲揚したため、米側がその後認  
めなくなつた。今後はこの点を厳重に遵守す  
ることとする。)

(ロ) 上記(イ)に関する発表を沖縄放送局  
(11月13日)前に発表すること。

本件は沖縄人の感情に訴へることとす。樞秘

外務省

マ大まか。よって本件を太田主席の要請に依  
 いて詳かすこととした旨発表すれば、送達等  
 において好影響をもたすべく、ひいては沖縄  
 に関する日米協力が円満に行われつつあるこ  
 とを示すこととせらる。

(注) 沖縄に関する日米協力

- 1. 教育指導委員の派遣 (10月12日)
- 2. 西表島農業調査 (11月初、日米調査の結果発表)
- 3. モデル水産施設 (11月初、水産庁技術生誌)
- 4. モデル農場 (本年6月農業者技術生誌、町農  
 場設置に関する細目打合せ中)

- 5. 無医村への医療援助 (本年度15名の医師  
船積みの医師と医師会(2名)と派遣  
 明年5名追加する予定、11月初発表の予定)
  - 6. 肺外科及びレプロラ専門医の派遣  
 (11月初発表したいと考え、目下打合せ中)
- なお、石川市ジェット機被害者補償問題は、10  
 月20日選挙中の負傷者の件もすべて解決した。

大臣 大田政信  
 事務次官 要報告  
 外務審議官 北米課長 北東アジア課長  
 アメリカ局長 アジア局長  
 参事官 宇山参事官  
 日本国旗掲揚問題及び本土  
 沖縄間マイクロ回線開設について  
 昭35. 10. 27  
 北東アジア課  
 10月26日 宇山参事官は 在米米大使館ステ  
 グマイヤー書記官(サツワリ書記官同道)を来訪を  
 求め、本件に関し要旨次の通り会談を行った。  
 (高島潮陽市)  
 1. 沖縄の学校に於ける国旗掲揚申請に関する  
 事件  
 宇山参事官より、ステグマイヤー書記官に対

外務省

3523

1. 沖縄住民が日本国旗を掲揚したい旨、要  
 望については、過般小坂大臣が渡米の際、9月  
 12日ハタ-國務長官に対し好意的配慮を要望  
 された。  
 そもそも沖縄の学校に於て国旗掲揚が  
 許可されたのは、1953年及び54年のみで、1955年  
 以降は許可されてないが、<sup>岸</sup>前総理及び  
<sup>前</sup>藤山外務大臣が、それぞれ1956年及び57年  
 において本問題をとりあげて、米首脳部と話  
 合いられた経緯もある。  
 沖縄住民の福祉向上に関する諸種の計  
 画に関する貴方との協力についても、日米のと

外務省



与らば一方が要望したところが、相手方によって  
 大体受け入れられ実施の途についたこの際、  
 本件について米側の配慮を望みたい。  
 日本政府としては、すべからず祝祭日に沖縄  
 の学校で日本国旗を掲揚することによる  
 よう米側当局が許可することをお願いし  
 と考える。しかしながら米側において固  
 執掲揚を許可する回数があまり多すぎ  
 と考えるならば、毎年元旦だけのみ国旗掲揚  
 を自由に許可するよう配慮願いたい。  
 なお、米側当局が本件に関する沖縄  
 住民の要望を受け、その旨を沖縄の立法院議

員送答(11月13日)に先立って公表されるならば  
 政治的にも極めて有効であろうと述べた。  
 上記に対し「ス」書記官は本國政府の取次ぐ  
 べしと答えた。  
 なお後刻わが方が9月17日米國がパナマ運河地帯にお  
 いて、本土、沖縄間マイラ口回線開設について  
 次に、辛山参事官より別添トランプ、ヘー  
 パーを両書記官に平交して、本計画の概要を  
 説明の上、本件は沖縄側、特に大田主席より  
 の要望に基づくものであるか  
 (1) 計画案そのものに異議がないか否か  
 (2) 琉球政府による至費、一部負担についても  
 異議がないかどうか

パナマ運河地帯にあり、前記わが方要求も各地方

の二葉に於て 米側の回報を得たい、と述べ  
たところ、「ス」は 事件と米政府等に依りて上  
部分の回答を仰ぐべき旨を約した。

辛山参事官とキッド参事官(中)書記官  
同道)との会談要旨  
(昭35. 11. 16)

2. 沖縄の学校における日本国旗掲揚問  
題

辛山より、さきに米側に申入れた本件  
問題に關し、本国政府より何等 Reaction  
ありやと仰ぐたところ、「キ」は本提来  
は既にワシントンに報告済みであり、多分  
好意的検討が加えられたらと思

じ。何等かの回答あれば連絡すべし  
と答へた。

次官  
島村事務局長  
田中事務局長  
高橋事務局長

アジア局長

北米局長

沖縄の学校における国旗掲揚について

35-12-14 案

本件については 9月12日ワシントンにおける小坂

大臣ハーター事務局長會談で取上げられ、更に10

月26日美方より在米米大使館に申入れた次方

あると、今般総理府特達局長よりアジア局長宛

12月5日付来信をもち、沖縄教職員会々長より

池田総理ある陳情があったと、陳情の趣旨

もつともは付書にさう「然るべく」配慮を要す

した。

よって11日より12月9日及び14日在米

大使館キッド参事宛に於いて、上記の次方を以て、  
(後刻キッド参事宛)

重ねて本件実現方につき韓族方密達したと、マ

ソカー大使は ワシントンにおいては目下大田総理

選に伴う考慮から本件のごときは新大田総理になつて

からごらんと実現困難かもしぬとコメントした。、

局 國務省に対し本件実現方につき報告を發した

旨を報載した。

日の丸を掲げよう（運動要項）

主旨

新正に一本化された始めての正月を迎えて一九六一年の門出を祝賀するため、全国的に日の丸を掲げよう運動を行う。

期間

日の丸を掲げる期間は一月一日から一月三日迄とする。掲げよう運動は十二月一日をもつて始める。

実施項目

1. 正月三日間各戸各学校共に日の丸をかかげる。
2. 学校における日の丸掲揚の許可申請を行う。
3. 正月元旦は各学校で日の丸を掲揚して新年式を行う。
4. 日の丸を購入する。
5. 日の丸購入ができない家庭は自作の紙旗をかかげる。
6. 学校での新年式には児童、生徒は手製の日の丸を持参する。
7. 各家庭での日の丸掲揚は自由に許されていることを周知せしめる。
8. 「合同生年祝」には日の丸の紙旗で飾ってお祝いの気持を表わす。
9. もし学校での日の丸掲揚が許されなければ校門に旗竿だけを立てる。
10. 正月元旦にはどの職場でも日の丸をかかげて祖国復帰の祈願を行う。

四実施方法

1. 日の丸をかかげよう運動の主旨をビラにして配布すると同時に新聞で広告する。
2. 一月二十一日（八月）に政党を除く各団体代表の集まりを以て運動方針を討議する。
3. 各団体の代表と報道機関に協力を求める。
4. 各団体の代表が協力を求める。
5. 日の丸の購入について特約店を指定する。
6. 民放各局の放送、本放送局に各団体の代表から直接自由掲揚の申請を行う。
7. 日の丸掲揚の申請について各団体の代表を以て内外に声明を希望する。

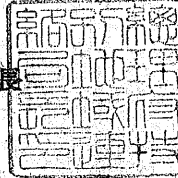
アジア局長  
参事官  
総務参事官  
北東アジア課長

総特連第1326号

昭和35年12月5日

外務省アジア局長 殿

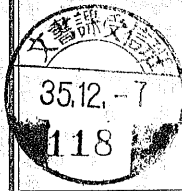
総理府特別地域連絡局長



沖縄の学校における日の丸掲揚について

標記について、沖縄教職員会会長屋良朝苗から内閣総理大臣  
あて別添写のとおり陳情があつたが、本件は従来から屢々国会  
においてもとりあげられたことがあり、陳情の趣旨も尤もと思  
料されるので、要望にそつより然るべく御配慮願いたい。

手紙は送付のしるべきところ、  
ア、この件は、沖縄の学校に  
日の丸を掲揚する事について、  
教職員会から陳情があつたが、  
従来から国会においてもとり  
あげられたことがあり、陳情  
の趣旨も尤もと思料される  
ので、要望にそつより然る  
べく御配慮願いたい。



アジア局長  
35.12.13  
局長附

総理府

回覧番号  
並北 4366



特別  
送達  
印

NO.  
35.11.24  
総務秘書官室

総務部  
1126号

沖教職務第一七八号

一九六〇年十一月十九日

沖教職員会々長 屋良朝南

日本政府総理大臣

池田勇人殿

学校における日の丸掲揚について

最近、日本政府の積極的な御援助によりまして沖教教育も段々  
段々明るいきざしが見えてまいりました。  
時に心配されておりました指導委員の派遣も実現して下さつて選  
れた沖教の教育が日に日に充実発展しつつあることは全く政府  
並びに貴下の御尽力の賜と厚くお礼申し上げます。

さて、ごみ海軍では長年新と旧の正月があつて二回も元旦を迎  
えていきましたが、政府文政局の新生活運動の効があつて新正に  
一本化されることになりました。

一九六一年の門出は全八十五万住民があげて祝儀できるという  
ことで非常な喜びにひたつておられるのであります。

新しい門出を祝う意味で毎年各家庭では戸籍に日の丸をかまけ  
ておりますが、学校では布令一四四号（集刑法）の二二二〇  
によりまして弁務官の許可がない限り掲揚できないことになつ  
ておりますので例年本会や各学校では弁務官宛許可申請を行つ  
てまいりましたが残念なことにいつも却下されておるのであり  
ます。私どもは却下されしでも諦めるわけにはいきませんの  
で政府の中央教育委員会へ改めて掲揚方を要請致しましたこと  
る幸い金員一政で可決し、弁務官へ許可要請をすることになり

沖教職員会  
印

35.11.26  
1403

1126  
付



大 入 三

アメリカ局長

アジア局長 入 三

政務次官

事務次官

兼東アジア課長

沖縄における国旗掲揚日等の件

36-10-20 草

1. 10月10日衆議院外務委員会において戸叶蔵

員から外務大臣に対して、(1) 沖縄では日本の

休日には公共建築物に日本国旗を掲揚すること

が認められた旨であるのに、定法発布記念日の

みには認められていない。(2) 沖縄の空軍の役員

の日本への渡航を米/空軍事務局が抑えている

として事態の改善を交渉ありたいと要望した点。

同日当方より在米大使館(サリニ書記官)に対

外務省

3348

し、日本政府の要請として押ラウ空軍事務局

に伝書方申入れた。

又、本日サ書記官は本文に対し次の御回答を

(1) 米側は琉球政府が沖縄の休日として<sup>指</sup>定

した日に国旗掲揚を認めているが、定法記

念日は休日として指定されていない。琉球

政府が定法記念日を休日に指定するならば、

米側としては、同日に日本国旗掲揚を認める

用意がある。

(2) 米側は沖縄人の日本への渡航に同様の許

りについて全米各層割の方針をとっており、

空軍の役員だからとの理由で、不許可とする点

外務省



はな。勿論沖縄における入国は産業競争  
 力の責任事項の一つであるので、関係書類の  
 審査をすることは必要であるが、その審査は前  
 述の通り年差別に行為されている。

3. よって本件より、おが方において上記2の次  
 等を発表してよいかと質問されたこと、先方は差支  
 えな。と答えた。

上記の次々と、産時議員に伝える格差の中  
 であり、当方としては何か具体的な事例が不  
 当なものあれば更に本側と話をうかがう所存である。

外務省アメリカ局長 殿

アメリカ局長

参事官

寫

北米課長

総南連第107号

昭和40年1月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

ワトソン高等弁務官の日本国旗及び日米関係  
に関する在琉米軍要員あて通達ならびに日米  
共同声明に関するステートメントについて

標記資料のテキスト各5部別添送付する。

なお、15日夜本官北条次長と米側リセプションに出席せる際  
ワトソン高等弁務官他幹部と懇談したが、米側は15日ワシント  
ンより日米共同声明の英文が到着したので従来検討しておいた線に  
沿い高等弁務官声明を発出したものであると語っていたので御参  
考までに申し添える。

本信写送付先 外務省アメリカ局長(付属物各1部)

要処理要連絡	急
要研	
課長上	
技科河	
寄上吉	
吉上吉	
渡辺平	
大崎吉	
中田藤	
後藤	



総理府

2  
1  
6

1  
西  
包  
上  
林

NEWS RELEASE  
Please Note Date

United States Civil Administration  
of the Ryukyu Islands  
Public Affairs Department  
Naha, Okinawa  
APO San Francisco 962148  
72911 ext: 32

NEWS RELEASE: 65-20

January 15, 1965

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached news release is provided to assist you.

ジョーンズ米大統領と佐藤日本首相による共同声明  
に関するアルバート ワツソン工、 高等弁務官の  
ステートメント

琉球列島高等弁務官アルバート ワツソン中将は、ジョーンズ大統領と佐藤首相の会談終了後発表されたコミュニケに関して左記の通り声明を発表した。

私は大統領と首相の会談が終了後発表されたコミュニケを深い関心をもって読みました。私はこのコミュニケによつて日米両国の協力と親善が一層強化されることを知り心強く思うと同時に、又、両国間には共通の関心をもつて解決に努力しなければならぬ幾多の問題が存在することを痛感しております。私はこのコミュニケを建設的なものであると考へている人達と共に喜んでおるのであります。或る人達は当地におけるアメリカの軍事施設が極東の平和を維持する上に如何に重要であるかを知らないのであります。日本とアメリカの指導者たちは遺憾ながら現在、軍事施設が必要であることを認めておるのではありません。ジョーンズ大統領は佐藤首相や琉球住民と同様、良き日の到来を切望していることをつきり述べております。私としまして同じ気持ちをもつて居るのであります。

しかし、私たちが究極の理想が実現されるまでの期間、私たちはやるべき仕事があるのであります。こういう仕事のうちには経済を発展させ、住民の福祉を向上させる目的で計画されているものもあります。現在、着手されているものもありますが、まだやるべきことが沢山あります。私たちは特に計画をたてたり、資金を調達したり、仕事をしたりしなければなりません。ワシントンにおける日米会議の精神にそつて米民政府はさらに機能上の権限をできるだけ速やかに琉球政府に委譲すると言ふ現在の計画を今後を進めていくつもりであります。民政府は又、資金や資源を利用して、琉球住民福祉を最大限に増進するため今後も努力をつづけるつもりであります。現在、民政府と琉球政府がたてている長期開発計画を遂行するために民政府

は今後琉球の経済を発展させ、住民の生活水準を大幅に向上させるために必要な経済援助を本国政府に要請するつもりであります。民政府は必要が基盤を有効に消化し得る能力に乏し<sup>い</sup>で、<sup>は</sup>できるだけ多額<sup>の</sup>援助<sup>が</sup>得られるよう日本政府と十分協力していくつもりであります。私たちは単に経済援助のみならず、日米両国が琉球住民の福祉を増進するために協力し得るその他、すべてのことについて、日本政府とできるだけ協力していきたいと思っております。

完

NEWS RELEASE:  
Please Note Date

United States Civil Administration  
of the Ryukyu Islands  
Public Affairs Department  
Naha, Okinawa  
APO San Francisco 96228  
72941 ext: 32

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 65-20  
January 15, 1965

HIGH COMMISSIONER ALBERT WATSON II ISSUES STATEMENT  
REGARDING THE JOINT COMMUNIQUE BY U.S. PRESIDENT  
JOHNSON AND PRIME MINISTER SATO OF JAPAN

The High Commissioner of the Ryukyu Islands, Lt. General Albert

Watson, II, made the following statement in regard to the communique issued at the conclusion of the discussion between President Johnson and Prime Minister Sato.

"I have read with deep interest the communique issued at the conclusion of the conferences between the President and the Prime Minister. I am heartened by the clear evidences it contains of the strengthening of the partnership and friendship between our two great nations and I am impressed with the wide range of problems with respect to which the United States and Japan have a common interest and approach. I rejoice with those who found the communique constructive. Some people have failed to realize how important the American military installations here are for the peace of the Far East. The leaders of Japan and the United States acknowledge the present need while at the same time regretting it. The President has made it clear that he shares the earnest desire of the Prime Minister and the people here for the advent of yet a better day. I also personally share this sentiment.

For the present and the foreseeable future, we all have work to do while awaiting the realization of our ultimate dreams. Some of this work is projected for us in terms of expansion of the economy and promotion of the welfare and well-being of the people. Some of this work is already being done. But much more remains to be accomplished. We have plans to make, funds to find, work to do.

"In the spirit of the Washington discussions, the U.S. Civil Administration will continue its present program of transferring additional functional authority to the Government of the Ryukyu Islands as rapidly as feasible. The Civil Administration will also continue to enhance the welfare and well-being

of the Ryukyuan people to the maximum extent permitted by the availability of funds and other resources. To carry out the long-range development plans now being formulated by the Civil Administration and the Government of the Ryukyu Islands, the Civil Administration will request U.S. economic assistance in the amount necessary to keep the economy moving forward and to insure a continued substantial rise in the standard of living of the Ryukyuan people.

"The Civil Administration will cooperate fully with the Government of Japan in the provision of economic assistance from that source in the maximum quantity that meets the standards of need and the capability of efficient absorption. We will cooperate to the fullest degree with the Government of Japan not only on matters of economic aid, but on all other matters in which the United States and Japan can work together to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands."

(END)

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付 (世文)	4	1	5
付 (印文)	4	1	5
属			

昭和40年1月27日

発送日	タイプ	控

文書課長 公 信 案 (分類)

公文書 第 AA 号 公 信 昭 和 40 年 1 月 27 日 日 付

大 臣 主 管 了 刈 方 局 長

政 務 次 官 参 事 官

事 務 次 官 北 米 課 長

外 務 審 議 官 主 任 上 林 電 話 番 号 444

官 房 長

起 案 昭 和 40 年 1 月 23 日

受 信 者 在 米 武 内 大 使 発 信 者 桂 糸 大 臣

写 送 付 先 ( 希 望 発 送 日 )

件 名 冲 縄 に お け る 日 本 国 旗 事 件 に 関 し 高 岸 兼 務 官 の 在 冲 縄 全 軍 に 対 し 通 達

GA-2 27 9 外 務 省 回 覧 番 号

12  
14

\*北米AA号

昭和40年1月27日

在米大使殿

外務大臣

冲縄における日本国旗事件に関し  
高岸兼務官の在冲縄全軍に對し通達

本年元旦 冲縄において米兵による日本国旗  
持ち去り事件が発生した。米軍は直ちに  
犯人を検挙し、本人を以て被害者宅を訪  
れ国旗を返却し謝罪せしめ、軍として遺  
憾の意を表明したが、高岸兼務官は更に  
冲縄における軍の最高司令官として

GA-4 外務省

全軍に対し日本国旗を尊重すべき旨別

添の通り通達した趣旨であるから参考

~~未だに保持する。~~

付属物添付